

環境農林水産常任委員会会議録

令和5年11月2日

場 所 第4委員会室

令和5年11月2日(木曜日)

午前9時50分開会

審査・調査事項

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・グリーン成長プロジェクトについて
- ・再生林の推進に関する条例(仮称)の制定について
- ・養豚農場における豚熱ワクチン接種等について

出席委員(8人)

委員 長	安田 厚生
副委員 長	松本 哲也
委員	丸山 裕次郎
委員	野崎 幸士
委員	日高 利夫
委員	本田 利弘
委員	今村 光雄
委員	黒岩 保雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部次長 (総括)	田代 暢明
環境森林部次長 (技術担当)	松井 健太郎
環境森林課長	松浦 好子
環境管理課長	野口 辰美
循環社会推進課長	今村 俊久
自然環境課長	川畑 昭一

森林経営課長	松永 雅春
森林管理推進室長	永田 誠朗
山村・木材振興課長	二見 茂
みやざきスギ活用推進室長	笹山 寿樹
工事検査監	清藤 勝也
林業技術センター所長	池田 孝行
木材利用技術センター所長	上野 清文

農政水産部

農政水産部長	久保 昌広
農政水産部次長 (総括)	長谷川 武
農政水産部次長 (技術担当)	日高 義幸
畜産局長	河野 明彦
農村振興局長	小野 正寛
水産局長	鈴木 信一
農政企画課長	原田 大志
中山間農業振興室長	梶原 正太郎
農業流通プラント課長	大田 直
農業普及技術課長	蛭原 智子
農産園芸課長	黒木 正理
畜産振興課長	水野 和幸
家畜防疫対策課長	坂元 和樹
農村計画課長	鳥浦 茂
農村整備課長	城ヶ崎 浩一
担い手農地対策課長	馬場 勝
水産政策課長	大村 英二
漁業管理課長	赤嶺 そのみ
漁港漁場整備室長	小野 勘治

事務局職員出席者

議事課主任主事	飯田 貴久
総務課主任主事	森口 浩司

○安田委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、御覧のとおりで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時50分休憩

午前10時2分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○田代環境森林部次長（総括） 環境森林部でございます。よろしくをお願いいたします。

本日、部長の殿所は諸事情により欠席しております。

それでは、資料の3ページを御覧ください。

本日の説明事項は、「グリーン成長プロジェクトについて」及び「再生林の推進に関する条例（仮称）の制定について」の2件です。

各説明事項の詳細につきましては、担当課長が御説明しますので、よろしくをお願いいたします。

○松浦環境森林課長 資料の4ページを御覧ください。

3つの日本一挑戦プロジェクトの一つであります、「グリーン成長プロジェクト」について御説明します。

当プロジェクトは、資料冒頭の「目指す姿」にありますように、「再生林率日本一への挑戦！」

を目標に掲げ、本県の強みであります、農林水産業分野を中心に、再生林を核とした、ゼロカーボン社会と地域資源を活用した産業成長の実現を目指すものであります。

庁内の関連する部局で取り組んでまいりますが、私からは、環境森林部が所管する林業分野と脱炭素分野を中心に説明させていただきます。

まず、「取組の柱」ですが、1、CO₂吸収源の確保や山地災害の防止にもつながる循環型林業を推進するという林業分野、2、海外資源への依存を抑え循環型農水産業を推進するという農水産業分野、3、脱炭素の取組を各産業の成長に結びつけるという脱炭素分野の3つの分野を取組の柱としまして、2つ目の矢印の下に記載しているように、それぞれの分野で目標を実現するための主な取組（方向性）を打ち出しております。

1の林業分野と3の脱炭素分野は次のページで御説明しますが、2の農水産業分野は、この後の農政水産部の審議の際に御説明いたします。

日本一に向けた指標ですが、重点指標としては、冒頭でも申しましたが、現在、全国3位の再生林率について、令和8年には全国1位を目指します。

その他の指標としまして、農水産業分野では粗飼料自給率について、現在の88%を令和8年に100%に、また、脱炭素分野では、電力消費量に占める再生可能エネルギー電力量割合について、現在の60%を令和8年に82.2%とする指標を定めております。

5ページを御覧ください。

先ほど触れました林業分野と脱炭素分野での主な取組について御説明いたします。

まず、資料の左側の林業分野ですが、林業関係者、大学、行政など、関係者が一体となって、

再造林対策に先導的に取り組む「宮崎モデル」を構築いたします。

そのためには、大きく4つの課題があると考えております。

1つ目は、①、再造林の推進に向けた意識醸成と支援体制の充実です。

県内の森林所有の大半が小規模・分散的で効率的な経営が困難であることも一因として、多くの森林所有者の経営意欲が低下している状況にあると認識しております。

また、伐採後に再造林を行わない、いわゆる「伐り逃げ」と言わざるを得ないような現場も存在します。

このような状況で再造林を推進していくためには、再造林の必要性について、森林所有者や林業従事者はもとより、森林の公益的機能の恩恵を受けている県民全体に対する意識醸成を図るとともに、再造林支援の強化や再造林を効率的に進めるための森林の集約化に向けた支援など、支援体制の充実が必要です。

2つ目は、②、再造林を支える担い手・事業体の確保です。

林業の担い手が減少し、高齢化が進む中、特に再造林に取り組む作業員や事業体が不足しています。

再造林を支える担い手を確保するためには、作業員への処遇改善のほか、造林事業に新規参入する事業体の支援や伐採と再造林の一貫作業に積極的に取り組むような、優秀な事業体を適切に評価・PRし、意欲向上を図る取組が必要となります。

3つ目は、③、林業採算性の向上を図る新技術等の実装です。

林業採算性の低さにより、再造林経費の捻出が困難な状況にあります。

再造林の作業を効率的に進め、採算性の向上を図るためには、再造林の省力化に資する新技術導入支援、効率的な植栽に必要なコンテナ苗の増産に向けた生産技術の研修等が必要です。

最後に、④、循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大です。

「伐って・使って・すぐ植える」という森林資源の循環サイクルをうまく回していくためには、県産材需要を高めることで、材価を上げ、森林所有者の再造林意欲を喚起することが必要です。

また、木材利用自体が炭素貯蔵の重要な取組にもなることから、非住宅施設の木造化・木質化の推進など、出口対策としての県産材利用拡大は必須と考えております。

続きまして、脱炭素分野、資料右側の脱炭素経営の推進による産業部門の成長の実現についてであります。

脱炭素経営の取組を単なるコスト縮減ではなく、成長のチャンスとするため、①、全産業共通の対応となりますが、自社の事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握や削減計画の策定を支援するとともに、省エネ設備の導入や再エネ活用の推進などの具体的な取組の後押しをしたいと考えております。

また、産業分野ごとの事業特性に応じた取組を支援するため、②、各分野での対応としまして、運輸部門であれば、モーダルシフト等、製造業関係では、新技術・製品開発等の取組に対する支援を検討しているところでありまして、各事業担当課との連携を図ってまいります。

以上、グリーン成長プロジェクトの概略を御説明しましたが、各課題等に対する具体的な施策について、来年度予算を中心として事業化できるように、現在、検討を進めているところで

ございます。

なお、6ページについては、農政水産部の審議の際に説明させていただきます。

続きまして、8ページを御覧ください。再造林の推進に関する条例（仮称）の制定について御説明いたします。

まず、1の制定の趣旨についてであります。

本県におきましては、宮崎県森林・林業長期計画に基づき、持続可能な森林・林業・木材産業の確立に向けた施策を実施し、杉素材生産量が32年連続日本一となるなど、国内有数の木材供給基地として確固たる地位を築いているところであります。

その一方で、近年の伐採後の再造林率は70%台にとどまり、再造林されなかった林地が増加している状況であり、先ほど御説明いたしましたとおり、今年度、再造林を核とした「グリーン成長プロジェクト」を立ち上げまして、再造林対策をさらに加速させていくこととしております。

このプロジェクトを実効性のあるものにするためには、再造林の推進は、森林資源の循環利用はもとより、二酸化炭素吸収源の確保、山地災害の防止等、森林の公益的機能の維持にもつながる重要な課題であることを認識し、県民一丸となって取り組んでいくことが必要不可欠でございます。

このため、このような理念を共有し、再造林を推進していくための基本的施策を明らかにすることを目的といたしまして、再造林に関する条例を制定するものであります。

次に、2の条例に盛り込む事項の案についてであります。

主な項目としましては、前文や目的等に加えまして、1つ目が基本理念、2つ目が各主体（県、

市町村、森林所有者等）の責務や役割、3つ目が基本的施策、4つ目が再造林の推進体制等を想定しております。

続きまして、9ページを御覧ください。

3の制定スケジュールについてであります。

本報告後、学識経験者や林業関係団体の関係者等で構成される森林審議会において、条例の内容について幅広く御意見をいただいております。

来年1月の環境農林水産常任委員会において、条例の骨子案について御報告しました後、同月中にパブリックコメントや市町村への意見聴取を、また、2月には関係団体からの意見聴取を経て、来年6月定例会に条例案を提案し、御審議の後に議決いただきましたら、速やかに施行したいと考えております。

最後に、4の全国の条例制定状況についてですが、全都道府県に照会を行いまして、本年9月末現在、再造林に特化した条例はないことを確認しておりますが、本県としましては、本条例を制定することで、再造林に意欲的に取り組む姿勢を示したいと考えております。

○安田委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○黒岩委員 5ページの上段の①に、森林の集約化に向けた支援というのがございますけれども、今現在の分散化の実態といいますか、集約化として大体これぐらいが望ましいといったものがありませんでしたら教えてください。

○松永森林経営課長 分散の実態ではありますが、小規模分散というのが意欲の減退につながっているということでもあります。県内には、約14万人の所有者がおりますが、そのうち9割を占める13万人が5ヘクタール未満の所有者となっております。あと分散化という面につきましては、

不在村地主という地元に住んでいない方の割合が、人口でいうと16%、面積でいうと30%を占めているという状況でございます。

○黒岩委員 どれぐらいを集約したほうがいいのかという基準みたいなものは何かあるんでしょうか。

○松永森林経営課長 森林を手放したい所有者が現在多いことから、そういった人の森林を意欲のある経営者に集約することについて検討しておりますが、その面積につきましては具体的な数字はございません。

○日高委員 今回は資料を出していただきますけれども、今から予算措置をしていくということなので、具体的なものが表に出てきていないから、個別に質問することは難しいんですが、例えば、今、黒岩委員が言われました集約の問題は農地も同じような考えだと思うんですよね。高齢化してきているということと、結局、木材の将来性がどうなるのかと、50~60年かかって伐採するので、植えた後、何十年後にどうなるという計画を農地よりも立てにくいというのがあると思うんです。

それを考えると、この13万人の5ヘクタール未満の所有者たちは、そこに新たに投資するのは難しいことだと思うんですよね。

私もそうですが、田んぼも畑も誰か使ってくれる人がいれば、ただで持っていても構わないという気持ちがあると思います。農地でさえそうなんだから、山林というのは、私の山を誰でもいいからもらってくれんかなといった考えが相当強いと思うんですよね。

そういうことを考えれば、大きな面積に集約化してもらうことが大事ですので、集約化に力を入れてやっていただきたいです。支援ということが資料に出てきていますけれども、具体的

にどういう支援なのかはまだ今出てこないわけですね。もっとこの辺を力を入れてもらわないと、本当に後継者はいないし、山なんてもう要らないという世代がほとんどだと思うんですよね。

そういった山を森林組合に集約するとか、大きな林業者に集約するとか、市町村に集約できないとか、その辺のある程度の具体策は、県として示してもらわないと、民間が頑張っていることを支援しますというやり方では集約はなかなか進まないと思います。

方向性は今、具体的には出ていないということでしたけれども、この3年間の当初の段階でしっかりと決めてもらわないと、3年間で再造林率日本一を目指すのは難しいと思います。ですから、県としても明確な方向性というのをちゃんと示していただく必要はあるんじゃないかと思っていますが、いかがですか。

○松浦環境森林課長 「宮崎モデル」を構築すると御説明しましたが、その取組の中で山林を手放したい場合に、森林経営意欲の高い方に誘導するような仕組みや森林を手放したい方と森林の集積を行いたい方をつなぐような仕組みづくりを現在検討しているところでございます。

○日高委員 農地の集約も、何十年もやっているけれども、結局ほとんど進まないという現状が確かにありますよね。特に山林の場合は、後継者が自分の山がどこにあるかも知らないことが結構あるはずなので、集約するとなると、相続人みんなから印鑑をもらう必要がいろいろ問題が出てくると思います。

再造林率日本一を目指すんですから、そういった手続上の問題を何とかうまく解決できるように、制度を変えていくこともやっていただけると、農地の集約にもそれが波及してくるんじゃない

ないかと思っているので、その辺の観点からもいいモデルを作っていただきたいと思います。

○**本田委員** 8ページの条例についてですが、宮崎県としては、木材利用促進条例と水と緑の森林づくり条例、水源地域保全条例といったものが、もう既に条例として制定されているかと思えます。

今回、制定をされる条例の考え方はどう差別化されるのか、漏れ、ダブリをどうなくしていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

○**松浦環境森林課長** 今お話がありました、まず、宮崎県水と緑の森林づくり条例ですけれども、この条例につきましては、森林を県民の共有財産として捉えまして、県民の主体的な参加と協働による森づくりを進めることを主たる目的と据えておりまして、平成18年4月に制定されております。

具体的には、県が森林整備保全の促進に必要な措置を講じることはもちろんですけれども、森林ボランティア団体ですとか、企業様によります、森林活動を推進していったり、森林環境教育を推進していくことなどを施策の基本的事項としております。

もう一つの宮崎県木材利用促進条例は、森林・林業活性化促進議員連盟が中心となられて、県議会のワーキンググループで検討されまして、議員発議によって令和3年2月議会に上程され、全会一致で議決されたという経緯がございます。

こちらは、県産木材の利用促進に関する基本理念ですとか、県産木材の利用促進のために県が実施する施策等が定められている条例でございます。

あと、3つ目、宮崎県水源地域保全条例ですけれども、こちらは平成24年度に、県議会において、水資源対策特別委員会がございまして、

そちらの委員長報告で、土地取引の事前届出制を含む水源地域の保全に向けた条例の制定の必要性について御提言がございまして、それを受けたところで、執行部のほうで平成26年3月に制定したものでございます。

こちらの条例につきましては、森林の水源涵養機能の維持を図るために、水源地域の指定に関する事項や指定地域内での土地取引に係る事前届出制度について定めたものでございます。

今回の条例につきましては、宮崎県水と緑の森林づくり条例と宮崎県木材利用促進条例の考え方や施策等と一部重なる部分はございますけれども、本県は全国でも突出した木材生産量を誇る一方で、近年、必要十分な再生林が行われておらず、林業、木材産業の持続性が危惧されるような状況にございます。

また、ゼロカーボンの達成や山地災害の防止を目指す上でも、再生林は大変重要でございます。そのため、再生林に特化した条例を新たに制定いたしまして、関係者全員でその意識を共有し、強力に再生林を進めていくことを目的としているところでございます。

○**本田委員** 再生林に特化した条例ということで、再生林率日本一を目指すとお聞きしましたが、積極的に進めていただきたいと感じております。

昨日、森林・林業活性化促進議員連盟でくま中央森林組合に伺いまして、DXの取組を聞いてきたんですけれども、施策の部分で中心に来るのがDXではないのかなと感じています。どういうことかという、昨日の説明では、レーザー光を当てることによって、樹高や木の大きさとかのデータが取れるということでした。宮崎県のDXがどこまで進んでいるのかもまだ調べていないところなんです、再生林や後継者

の育成、防災といったところにもDXが中心に来るのではないのかなと強く感じたんですけれども、DXの活用についてどういう取組を今されているのか。

宮崎県としてはまだ航空写真を使って森林の把握をしているのか、既に上空からレーザー光を当てて森林に関するデータをそろえていこうとされているのか、その辺の進捗状況について、お伺いします。

○松永森林経営課長 再造林を進めていく上では、森林資源を把握しておくことが大変重要でございます。このため、委員おっしゃいましたように、資源調査の上では、これまで航空写真を撮影しまして、それを基に比較しながら進めてきたところでございます。

ただ、昨年の補正事業で、国からレーザー計測の予算をいただきましたので、今年度、県事業で日南市においてレーザー計測を行いまして、それを活用して、より精度の高い資源調査をしようとしているところでございます。

一方、市町村では、森林環境譲与税を活用しまして、既に宮崎市、えびの市、日向市、串間市などではレーザー計測を実施しまして、精度の高い地形図などの作成も今進めているところでございます。

将来的にはそのようなデータを連携しながら、さらにまた県でもレーザー計測の予算を国に要望するなどして、進めていきたいと考えております。

○本田委員 熊本県では災害が多いので災害に関するデータを取っていて、それと並行して活用ができるような話もありました。宮崎県は2年前に大きな台風がありましたけれども、あまりレーザー光とかで測定していないので、データがそろっていないのかなというところもある

んですけれども、そういったデータの連携とかで、全体を把握するようなデータの収集や活用も積極的に進めていただきたいと感じたところ です。

そういった先端技術を活用していくことを、条例にある程度うたったほうがいいのではないかなと感じておりますが、いかがでしょうか。

○松浦環境森林課長 条例の具体的な中身につきましては、これから検討していくところで、参考意見ということで承りました。

○本田委員 よろしく申し上げます。

○丸山委員 「伐り逃げ」をされる事業者が一部いらっしゃるということですが、こういうところは条例とかで何らかの規制をしっかりとすべきではないのかなと思っています。

「伐り逃げ」されている事業者について、県としてどれくらい把握されていて、その事業者がどれくらい「伐り逃げ」していて、再造林されていないと認識されているのか、教えてください。

○松永森林経営課長 森林組合であれば、伐採した後に、森林所有者に再造林の働きかけをして、きちんと再造林をしてもらうというシステムが出来上がっているんですけれども、地域外から来ている一部の事業者で、森林所有者に、「あとは森林組合が植えるから」などと言って、そのまま造林せずに出ていくといった事例があるとは聞いております。

ただ、具体的に、県内でそういった箇所が何か所あるとか、事業者が何者あるかといったことは把握できていない状況にございます。

○丸山委員 そこをしっかりと把握すべきだと思っています。事業者が伐採届を市町村に出して、市町村は伐採された後に確認をすることになってますが、それができていない状況ではな

いのかなと思っています。

条例をつくっても、実際、動ける体制が出来上がっていくのが問題だと思っています。絵に描いた餅の条例では何も意味がないし、再造林率日本一を目指すための具体的な策がまだ少ないので、本当にできるのか。

今の説明では実態を把握できていないということでしたが、せっかく条例をつくるのであれば、再造林することをしっかり担保する条例にさせていただきたいと思っています。そういった考え方ができないのかをお伺いします。

○松永森林経営課長 伐採事業者と植える事業者が異なっていることから、伐採した箇所の情報が造林事業者に伝わっていないことなど、情報共有不足が問題点としてあります。また、市町村の伐採届の情報が個人情報という観点から開示されていない状況もございます。

そのようなことをこのプロジェクトの中で解決するようなことで、情報共有をしっかりと行って、再造林につなげていくような仕組みづくりが検討すべき課題かなと考えております。

○丸山委員 せっかく「宮崎モデル」で取り組みたいと言っていますので、情報共有がしっかりとできるようにしていただきたいと思っています。

あと、伐採届で天然更新をするということから再造林することから逃げているところもあったりするんじゃないかなと思っています。

しかし、かなり山奥のところは天然更新で構わないと思っていますので、天然更新をするべき地域とゾーニングをやっていかないといけないのではないかなと思っています。ドングリとか実のなる木があると、鳥獣被害が少しでも軽減できると思いますので、そういったことを含めて、今後はゾーニングするべきではないの

かなと思っています。

全てを再造林するわけではないということも条例や再造林率日本一を目指す取組の中にも具体的に示すべきではないのかなと思っていますが、その辺の考え方があるのかないのかを教えてください。

○松永森林経営課長 例えば、道から近いところなどは循環型林業に適していますので、そういったところには再造林を行います。昔、拡大造林のときに、山の上や岩盤地帯など、成長が悪いところにも植えてきておりますので、そういったところにつきましては、伐採後は天然力を生かした更新も必要だと考えております。

今後のプロジェクトの中で、そういった造林も含めて検討する必要があると考えております。

○日高委員 難しい話ではないんですが、4ページの下に「日本一に向けた指標」とありますが、粗飼料を88%から100%、それから電力量の割合を60%から82.2%と具体的な数字が出ていますが、再造林率を全国1位ということについて、目標値がここだけ出てきていないけれども、なぜでしょうか。

○松永森林経営課長 再造林率につきましては、国の調査を基にしまして、素材生産量が50万立方メートル以上の伐採をしている13道県を調査しまして、その中で再造林率が日本一の道県は北海道の90%となっております。その次が栃木県で、本県は3位の73%となっております。県としましては日本一ということで、再造林率90%以上を目標として掲げているところでございます。

○日高委員 脱炭素が見える化するという事業がありましたよね。これはもう今年度で既に事業が始まっていますけれども、現段階の状況はどうですか。

○松浦環境森林課長 現在、見える化の事業に取り組んでいるところですが、現在100社程度から申込みいただいて、そのデータを分析しているところがございます。

○日高委員 太陽光パネルについてお伺いしたいのが、綾町で将来的に太陽光パネルを設置する話がずっとくすぶっているようですが、今後、メガソーラーがまたどこかに設置されるという情報があるのかないのか教えてください。

○松浦環境森林課長 環境森林課のほうでは、現在、メガソーラーの計画については把握しておりません。

○日高委員 入っていないんですね。

結局、森林を切り崩して傾斜地に太陽光パネルをつけているという状況も見られますけれども、やっぱり心配されるのは、災害時に崖崩れで落ちてくるんじゃないかというようなことです。

災害時の対策として、例えば、ここは危ないといった太陽光パネル設置箇所の危険性の調査は行っているんですか。

○松浦環境森林課長 具体的に把握はしていないところなんですけれども、今、市町村に対して、太陽光発電施設等の計画を進める上での基準の検討をしております、その中で、環境的配慮についての項目を整理しているところがございます。

○日高委員 分かりました。

住民はやっぱりこの辺を非常に心配しているところはあるので、例えば、何度以上の傾斜のところに設置されている太陽光パネルが幾つあるとか、数値的なことを将来的に市町村とともに把握していただきたいなと思います。できたら定期的に市町村が確認できるようなシステムをつくっていただきたいなと思っているんです。

す。

それと、これは分かっている範囲で構いませんけれども、夏に出力制御がかかりましたよね。国富町の矢野産業という会社がメガソーラーを持っているんですけれども——宮崎日日新聞に載りましたが、43%もカットされて大変な状況が続いているという話もありました。

将来的に太陽光発電は必要だなと思いつつも、電力が不足していると言われていた割には、売電収入が削減される状況が出てきています。九州電力の話だから分からないところがあるかもしれませんが、出力制御の問題は、今の段階では、大分改善されていると思いつてもいいのか現状がもし分かったら教えてください。

○松浦環境森林課長 今、御指摘のありました、出力制御の問題につきましては時期的なものがありまして、春先は単に需給バランスの関係で出力制御が頻繁に行われると聞いております。それ以外の季節につきましては、そこまで激しい出力制御はないと聞いております。

あと、国のほうでも、送電の問題とかについては検討していると聞いております。

○日高委員 分かりました。

もう最後にしますが、夏場に出力制御がかかるということは、多分、今後もそういう状況が続くんじゃないかなと思うんです。そうすると、不安になられる方もいると思いますので、太陽光発電は必要な再生エネルギーだから、しっかりと民間が参入できるような体制を整備することについて、国に検討していただくようお願いをさせていただきたいと思います。

○松浦環境森林課長 今、御指摘のありました国の取組につきましては、今年度の5月に、国への要望の中でも要望しているところであります。今後とも続けていきたいと思っております。

○丸山委員 北海道が再造林率が90%とお伺いしましたが、宮崎県は現在73%で、かなりハードルが高いなと改めて感じたところです。

先ほどと繰り返になります、山の高いところはもう再造林せず天然更新することを認めるのか、全て切ったところは杉ではなくて広葉樹を植えるのを認めるのか、その辺の何を再造林という位置づけにしていこうとしているのか。また、今の73%というのは、天然更新とか広葉樹を植えたところも含めているのかを教えてください。

○松永森林経営課長 再造林率といいますと、その年に伐採された人工林の主伐の面積を分母としまして、その年に、その場所に植えられた、杉はもちろんですけれども、クヌギなどの広葉樹も含めて出した数字が73%となっています。

今後のプロジェクトの考え方につきまして、今から検討するんですけれども、とにかく今現在、道から近いところが切られている状況が多く、そういったところなどは循環型林業にも適していますので、伐採後は杉、ヒノキなどの経済林として再造林していくことが重要と考えております。

ただ一方で、尾根筋とか傾斜がきつところなどについては、将来的には天然更新したほうが良いと考えております。

県としましては、とにかく道から近いところなど、再造林に適した箇所について、杉、ヒノキなどの経済林として仕立てていくといったことをイメージしております。

○丸山委員 最近、平場の山をかなり切ってきていて、山の奥地に入って今までとは違う形で切った木の引き出しをしなくてはいけない場所が出てきているという話もお伺いしています。

かなり急斜面のところは早くゾーニングをし

て、そこはもう天然更新でいいですよというようにしてカウントしないと、恐らくこの再造林率90%はかなり難しい数字になってくるんじゃないかなと思っています。

本田委員が言いましたけれども、上空からレーザーを当ててデータを集めて、ここはもう杉は植えるべきじゃないという不適な場所がどこか調べて、はっきりゾーニングをしないと——再造林率90%の北海道はイメージ的に平坦ですので、再造林がしやすい地形だと思っておりますが、本県にとってはかなりハードルが高いと思っておりますので、その議論を早く進めていただきたいです。

そのためにはデータをしっかり蓄積する形を——これは林野庁の事業だけでなく、国土交通省の事業等、いろいろな形でレーザー調査をしている事業があると聞いているものですから、その連携をしっかりとやっていただくようお願いいたします。

○松永森林経営課長 再造林率90%は、本当に高いハードルだと考えております。ただ、過去に切られたところで、道から近いところでもまだ植えられていないところがあります。そういったところを造林していくことで再造林率90%に向けていきたいと考えております。

○安田委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時53分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、報告事項の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○久保農政水産部長 農政水産部でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

説明に入ります前に、まず、お礼と御報告を申し上げます。

先月24日に開催されました第64回宮崎県畜産共進会（肉用種牛の部及び枝肉の部）には、多くの委員の皆様にお忙しい中、御出席いただきありがとうございました。誠にありがとうございました。

4年ぶりに入場制限のない開催ということで、出品者の栄誉を盛大にたたえることができました。

なお、今月の27日には乳用種牛の部も開催されますので、委員の皆様の引き続きの御支援、御協力をよろしくをお願いいたします。

また、先月の14～15日に、東京食肉市場まつり2023が開催され、瀨砂県議会議長にも御参加いただいて、宮崎牛をはじめとする県産品のPRを行ってまいりました。当日は約1万7,000人の御来場もあり、用意していた宮崎牛が完売する店舗等が出るなど、盛況だったということをお報告させていただきます。

それでは、本日、当委員会に御報告いたします内容につきまして、座って説明させていただきます。

お手元の委員会資料の3ページ、目次を御覧ください。

本日は、Iのその他報告事項として、「グリーン成長プロジェクトについて」、及び紙ベースで机上配付させていただいておりますが、「養豚農場における豚熱ワクチン接種等について」の2件について御報告させていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたしま

す。

○原田農政企画課長 資料の4ページを御覧ください。

環境森林部の審議において御説明した「グリーン成長プロジェクト」につきまして、農水産業分野における取組を御説明いたします。

「グリーン成長プロジェクト」として、農水産業分野では、資料の2段目の「取組の柱」の2、海外資源への依存を抑え循環型農水産業を推進することとし、その方向性としては、3段目の「目標を実現するための主な取組」の2、地域資源を最大限活用する宮崎らしい循環型農水産業モデルの構築を進めることとしております。

下段の指標関係につきまして、農水産業分野では、粗飼料自給率を令和8年度に100%とする指標を、1つ掲げております。

取組の概要につきまして、6ページを御覧ください。

プロジェクトの背景としまして、上段四角囲みにありますとおり、近年の不安定な海外情勢等を要因とした燃油高・物価高による持続性への懸念から、海外資源に過度に依存しない持続的な農水産業モデルの構築が急務となっております。

そのような中、本年4月にG7宮崎農業大臣会合が開催され、食料安全保障の強化のため、国内の資源を持続的に活用し、農業の生産性向上と持続可能性の両立に取り組むことが必要という共通認識の下、宮崎アクションが採択されたところをごさいます。開催地でもあり全国有数の食料供給県でもある本県としては、率先してその具現化に取り組むべきでありますことから、地域資源を最大限活用し、生産性向上と持続可能性の両立による本県農水産業の持続的

な発展を目指してまいります。

次に、取組の3つの視点について御説明いたします。

1つ目は、①、持続性の高い農水産業への転換です。

本県農水産業は、燃油や化学肥料、飼料などの多くを海外資源に依存しており、これらの価格上昇による経営への影響、また、脱炭素の観点からも課題を抱えております。

このため、地域資源を有効活用した飼料自給率の向上や有機肥料の活用等による化学肥料の低減、エネルギー転換等による化石燃料使用量の低減や、藻場造成による生産力向上とブルーカーボンの創出など、海外資源に過度に依存せず、環境にも優しい持続的な農水産業の実現が必要です。

2つ目は、②、新たなイノベーション等による生産性の向上です。

今後、担い手が減少していくことが見込まれる中で、本県農水産業の生産力を維持向上させていくためには、新たな技術やアイデア等も活用しながら、生産性をいかに高めていくかが課題となります。

このため、スマート技術の高度化や早期の現場実装、また、これらの技術を最大限活用するための圃場の大区画化など、効率的な生産基盤を確立することが必要です。

また、2024年問題に伴う物流ドライバーの不足などが懸念される中、DXなどによる流通体制の効率化に取り組むことで、本県農水産業の供給力の維持強化に取り組むことも必要です。

3つ目は、③、両立を支える担い手の確保です。

生産性と持続性の両立を進めるためには、担い手をいかに確保するかが課題であり、多様な

人材の活用に向けた環境づくりなどが必要となります。

現在、①～③の実現に向けた具体的な施策につきまして、来年度予算を中心とした対応ができるよう内容を検討しているところでございますが、これらの取組を通じて、より生産力が高く、強靱で持続可能な「みやぎき農業」を実現したいと考えております。

○坂元家畜防疫対策課長 紙でお配りしました資料を御覧ください。

養豚農場における豚熱ワクチンの接種等についてでございます。

豚熱に関しましては、1のこれまでの経緯でお示ししているとおり、佐賀県内の養豚農場での発生を受け、9月5日に農林水産省が九州7県を豚熱ワクチン接種推奨地域へ追加しました。

その後、9月12日に、本県の豚熱ワクチン接種プログラムが農林水産省に承認され、9月19日に、家畜伝染病予防法の規定により、県内で飼養されている豚やイノシシに対し、知事による豚熱ワクチン接種命令を告示しました。

また、同日には、北部九州の4県においてワクチン接種が開始され、本県でも、9月27日から熊本県、鹿児島県と同時にワクチン接種を開始いたしました。

続いて、2の初回接種の状況ですが、この豚熱ワクチンの初回接種は、県内全ての農場となります346農場で飼養されている約70万頭が対象となります。

11月1日現在で183農場の47万2,800頭余りへ接種を行い、進捗率は、農場ベースで52.9%、頭数ベースで67.5%となっております。

なお、ワクチン接種につきましては、県が手数料を設定しており、農場から県へ必要な手数料を納入いただく必要がありますが、この初回

接種に係る手数料は免除することとしております。

また、11月中旬までに初回接種を完了する見込みとなっております。

最後に、3の初回接種完了後の対応についてですが、まず、継続的な接種への移行として、初回の全頭接種以降は、農場で新たに生まれてくる子豚について、継続的にワクチンを接種していく必要があります。

また、母豚などは肥育豚より長く飼育しますので、補強的な接種として、初回接種から6か月後に2回目、その1年後に3回目といった形で追加の接種を行ってまいります。

さらに、免疫付与状況確認検査として、ワクチンの効果を確認するため、ワクチンを接種して40日経過した後に、各農場においてワクチンを接種した豚の採血を行い、定期的に抗体検査を実施いたします。

なお、ワクチンを接種した豚のうち1割から2割は抗体を獲得できないため、ワクチンのみで豚熱の発生を完全に防ぐことは難しいとされています。

このため、今後も県内3か所の家畜保健衛生所による農場の立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守徹底について指導しながら、本県での豚熱の発生防止対策に万全を期してまいります。

○安田委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○日高委員 まず、資料の4ページです。下から2行目に、粗飼料自給率を88%から100%と記載されておりますが、差引いた12%が外国産と考えていいのでしょうか。

○水野畜産振興課長 基本的に、そう考えていただいていいかなと思っています。

粗飼料というのは、あくまでも牧草関係、イタリアンライグラスですとかトウモロコシ、それからソルゴーといったものが中心で、あと稲わらが含まれます。乾牧草類で外国から輸入しているものもございますし、稲わらは中国から輸入しているということで、その分がこの12%に含まれるという形になっています。

○日高委員 海外からの輸入が12%もあるということですが、海外産の飼料を使うというのは、やっぱり安いからということなんですか。どういう理由で海外産の粗飼料を使うのでしょうか。

○水野畜産振興課長 多分、労力が要らないというのもありますし、これまでは価格が安かったというのがございます。ただ、昨年以降、値段が非常に上がっています。乾牧草類でも1.5倍、わら関係では倍ぐらいになっていますので、随分と生産者の考えも変わってきています。自給率を高めないといけないなという機運が高まっていますので、そういった意味でも、この時期だからこそ自給率100%を目指したいと考えています。

○日高委員 お金を出して、トラックで持っていければ労力的にも、それにこしたことはないという方もたくさんおられるわけですね。

この12%の分というのは、今、やっている面積でやろうと思えば可能なのか、もっと面積を増やさないと駄目なのか、そこはどうですか。

○水野畜産振興課長 基本的には面積を増やさないといけないかなと思っています。

ソルゴーという飼料を、今、双日株式会社と協定を結びましてやっていますけれども、これは、これまでのものよりも多分2倍ぐらいの収量が取れるものでございます。そういったものも生かしつつも、やっぱり面積は伸ばしていかないといけないかなと思っています。

恐らく、粗飼料でいきますと、今の面積を4～5%は伸ばさないといけないかなと思っていますし、稲わらの回収も伸ばしていかないといけないと思っています。

○日高委員 最後にもう一点お伺いしたいのは、これは粗飼料ということですよね。濃厚飼料については、どういう考えを将来的にお持ちなのかをお聞かせください。

○水野畜産振興課長 濃厚飼料につきましても、海外依存は不安定ですので、自給率を高めていかないといけないと思っています。その柱になるのは、やっぱり飼料米かなと思っています、そういったものを増やしていくというのは、今後、進めていきます。

ただ、量が非常に多いものですから、すぐに自給率を上げるのはなかなか難しいので——今、濃厚飼料だけでいくと全国的に13%ぐらいの自給率になっています。国のほうでは、これを令和12年度に向けて15%に上げていくというのがございますので、濃厚飼料の自給率についても、基本、やはり国と同じ感じで伸ばしていくということで進めていくべきかなと思っています。

○日高委員 最後にしますが、結局、海外ものがなかなか手に入らない状況が今後も出てくる可能性もあるということで、農家としては、手取りで幾ら残るかというのが問題なんです。本来、濃厚飼料だろうが何だろうが、手元に残るほうを考えていきたいという農家と、おいしさ日本一の宮崎牛だから、黄色いトウモロコシをやらないと肉質に影響が出てくるんだよという農家の人に二分化するようなイメージもあるのかなと思っています。

だから、この濃厚飼料の問題は、宮崎県にとっては肉質の問題としても、非常に重要な問題なので、その辺はいろんな検証事業の予算を持つ

ておられますよね。ですから、その辺をなるべく早く何か成果が出てくるような状況に持っていただきたいなと思います。本当に飼料米でA5の肉質がしっかりと保てるようになってくると、畜産というのは根本的に大分変わってくるなというのもあります。難しいところもあるかもしれませんが、大変でしょうけれども、なるべく早く、お金をかけてでも、研究して、データを出していただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○今村委員 豚熱ワクチンについて、何点か聞かせてください。

受けていない農家がまだあるということで、11月中旬には完了見込みとなっているんですが、受けていない農家とはしっかり連携は取れているんでしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 全農場について、登録飼養衛生管理者による接種あるいは家畜防疫による接種、知事認定獣医師による接種というところを農家と詰めながら、しっかりと進めております。

○今村委員 あと、この定期的な2回目以降の接種という部分に関して、それぞれ時期が違ったりすると思うんですが、ワクチンは随時配付できるような形にはなっているんでしょうか。それとも、この時期だけちゃんと配付というような形になっているんでしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 その点については、農家の申請に基づいて配付できる体制を構築しております。

○今村委員 子豚が生まれてくる時期等がそれぞれあると思いますので、また、そのようお願いできればと思います。

2回目以降の手数料に関しては、どのような感じになっているんでしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 2回目以降については、手数料を徴収することにしております。

○今村委員 ちなみに、手数料はどれぐらいになる予定でしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 家畜防疫員が接種する場合は、1頭当たり270円、登録飼養衛生管理者が接種する場合は、1頭当たり70円になっております。

○今村委員 豚熱は結構長期にわたって続くと考えております。今後、農家の通常業務以外の部分での新たな業務になってくると思いますが、その手数料の部分に関しても、負担軽減ということで何かしらの支援を検討していただければありがたいと思っています。

また、豚熱ワクチンに関しては、これからまたいろいろ質問したいことが出てくると思いますので、よろしくをお願いします。

○丸山委員 宮崎県の接種進捗状況は示していただいたんですが、同じ時期に始めた熊本県、鹿児島県はどんな状況なのかが分かっていたら、教えてください。

○坂元家畜防疫対策課長 本県は接種率を定期的にお示ししているところですが、鹿児島県、熊本県については、随時情報は聞いているところですが、その話の中では、当初考えていた予定どおり、問題なく進捗していると伺っております。

○丸山委員 先行している佐賀県を含めて九州全体で取り組まないといけないかなと思っていますので、しっかりと連携をしていただければと思っています。

あと、気になるのが、今後、農場に指導をしていただく家畜保健衛生所の獣医師職員が、今も大変なのにも鳥インフルエンザとかが発生してしまうとこれまで以上に負荷がかかる可

能性が高いと思っているんですが、家畜保健衛生所で働いていらっしゃる獣医師職員の状況をどのように把握されていますか。

○坂元家畜防疫対策課長 今回、豚熱ワクチン接種を開始しまして、家畜保健衛生所の負担が増大することを受けまして、各家畜保健衛生所に会計年度任用職員を配置させていただきまして、ワクチンの事務的な処理をやっていただき、家畜保健衛生所の獣医師職員の負担軽減を図っているところです。

また、鳥インフルエンザ等も、今後、対応が想定されますので、全ての業務について、効率的にかつ優先度を判断しながら、業務を進めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 このワクチン接種は10年以上かかるんじゃないかと思っていますので、ぜひ獣医師職員の確保に向けても、他部局とも連携しながら、しっかりとやっていただきたいと思っています。

あと、最後にしますけれども、佐賀県にウイルスが入ったのは何が原因で、今後、どこに注意すべきかが分かっていたら教えてください。

○坂元家畜防疫対策課長 国のほうで疫学調査結果が公表されておりますが、その調査結果では、佐賀県のウイルスは、中国地方西部のウイルスに近いということが言われております。

また、発生農場の疫学的な調査の結果では、侵入する要因が分からなかったということでございます。我々としては、佐賀県で発生する前も同じだったんですけれども、いつどういった形で入ってくるかは分からない、いつ発生してもおかしくないという危機感を持って、しっかりと侵入させない対策を丁寧に行っていくということが必要だと考えておりますので、家畜保健衛生所の巡回あるいは啓發文書等で農家に

しっかりと周知徹底してまいりたいと考えております。

○丸山委員 あと、あまり想定したくないんですけれども、宮崎県には346か所の農場があって埋却の候補予定地はそれぞれ大体決めていただいていると認識しているんですが、本当にそこが使える場所なのかを確認されているものなんですか。

○坂元家畜防疫対策課長 豚の農場の埋却地につきましては、昨年度も精査作業を行っております。作業動線も含めて、使える埋却地なのかといった精査を行っておりますが、今年度も引き続き、その精査を行っているところでございます。

発生した際の迅速な防疫措置のためには、殺処分した家畜をしっかりと埋却することが重要だと考えておりますので、その精査についても、引き続きやっていきたいと考えております。

○丸山委員 ちなみに、その精査はどれくらい進んでいるという認識でしょうか。

○坂元家畜防疫対策課長 豚の農場については、毎年1回、巡回指導を行っております。全ての農場について、その精査は実施しているんですが、一部再精査が必要な農場があります。大変申し訳ないですけれども、その数字については、現時点では示せないという状況でございます。

○丸山委員 危機管理上の問題として、今のうちから、本当に使える埋却予定地なのかを農場の人や地域住民も含めてさらに詰めていただき、しっかりと対応できるようにお願いします。

○黒岩委員 6ページの中段の左側に、「持続性の高い農水産業への転換」というのがあって、その右下に「藻場造成によるブルーカーボン創出など」という記載がありますが、この「など」のところなんですけど、循環型ということを考え

ますと、捕る漁業から育てる漁業に転換というところはありますけれども、この点についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○大村水産政策課長 「グリーン成長プロジェクト」という位置づけではないんですけれども、部のほうでグリーンプランというのを令和4年度につくっておりますが、その中で、水産関係の取組について様々記載しているところです。

その中で、おっしゃるとおり、藻場造成のみならず、例えば、漁船ですと、省燃油エンジンへの載せ替え推進ですとか、あるいは海藻養殖の促進、そういったものを掲げて取り組んでいるところです。

○黒岩委員 今、ワカメの養殖でありますとか、いろんな取組も始まっておりますし、そういったところをしっかりと支援していただきたいということが1つと、もう1つは、水産試験場が今、いろんな研究されておりますから、そういったところと連携しながら、育てる漁業もしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

○安田委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時25分再開

○安田委員長 委員会を再開いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安田委員長 それでは、以上をもって本委員会を閉会いたします。

午前11時25分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 安 田 厚 生

